

秋田県告示第188号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成29年3月31日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 施行者の名称
湯沢市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
湯沢都市計画下水道事業 湯沢市公共下水道
- 3 事業施行期間
平成3年7月26日から平成31年3月31日を平成3年7月26日から平成33年3月31日に変更する。
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成25年4月16日秋田県告示第193号の事業地に下記の事業地を「追加」する。
 - ア 追加する事業地
秋田県湯沢市杉沢字森道上、字戸石崎、字森道下、大字関口、字上寺沢、字寺沢、字杉ノ沢、字聖ヶ沢及び愛宕町四丁目の一部の区域
 - (2) 使用の部分
なし